

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称： 恵の実「ホップくん」	種別： 児童発達支援事業所	
代表者氏名： 鈴木 陽子	定員（利用人数）： 10名（12名）	
所在地： 愛知県豊川市市田町原山97・98番地		
TEL： 0533-65-9804		
ホームページ： http://enomi.ednet.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成23年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 恵の実		
職員数	常勤職員： 3名	非常勤職員 8名
専門職員	管理者 1名	保育士 3名
	児童発達支援管理責任者 1名	児童指導員 3名
	保育士 3名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	機能訓練室、相談室、浴室、洗面所、トイレ及び車椅子トイレ	配膳室

③理念・基本方針

【 理念 】

一人ひとりの意欲を大切に、たくましく、かしこく、優しく育つことを願いながら、発達に弱さを持つ子どもも含め、0歳児から学童、大人まで共に育ち合う共同の子育てを目指します。

【 基本方針 】療育目標

- ①「たべる」「ねる」「あそぶ」「はたらく」ことを通して子どもの“内なる自然”を育てる。
- ②恵の実保育園と連携した交流保育の中で、仲間とともに様々な体験をしながら、子ども同士の関わり合い、育ち合いを大切にする。
- ③ どんなに障がいが高くとも、人間の育つ道筋は同じである。一人ひとりの発達に合わせて、ゆっくり丁寧に積み上げていく。
- ④大人が安心して子育てに向かえるよう、親同士のつながりを作り「子育て」と「親育ち」を学んでいけるようサポートする。

④施設・事業所の特徴的な取組

1. 2006年「特定非営利活動法人恵の実」設立、児童デイサービス（I型）事業の指定取得 恵の実 「ホップくん」が開所した。2010年「社会福祉法人恵の実」が設立され、事業主体となった。2012年法改正により、児童発達支援事業所 恵の実「ホップくん」に移行し、現在まで児童発達支援事業を行っている。
「社会福祉法人恵の実」はその理念に基づき、恵の実保育園、恵の実「ホップくん」、恵の実「ステップくん」等の事業を展開しており、恵の実「ホップくん」は未就学児を対象とした障害児通所支援事業を行っている。
2. 同一法人内の「恵の実保育園」と統合保育を行い、仲間と様々な体験の機会を作り、子ども同士の関わり合い、育ち合いを大切にした子どもの発達支援を行っている。
3. 自然な子どもの育ちを大切にし、神経系の発達を促すリズムあそび、どろんこ遊びや水遊びをするほか、緑豊かな環境の中で野原で虫をつかまえたり、木の実を拾ったり、山登りをしたりと、仲間と共に様々な遊びや体験を通じて子どもの発達を支援している。
4. 親サポートを重視し、定期的な茶話会（たんぼぼカフェ）の開催、母子（父子）通園、随時の個別相談「やまぼとだより」等で常に保護者に寄り添い、子育てに喜びを見いだせるような支援を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 9月 15日（契約日）～ 令和 6年 3月 8日（評価決定日） 【令和 6年 1月 15日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1回 （令和 元年度）

⑥総評

- ◇特に評価の高い点
1. 理念・基本方針が職員・保護者に浸透し、共同の子育てを行っている。
様々な機会を捉えて、理念・基本方針を職員・保護者に周知し、日々の支援を行っている。
保護者とは利用開始時に「恵の実の保育方針への理解と賛同」「恵の実と保護者との子育て方針の一致」を基に「恵の実の子どもたちの健やかな育ちを支える三つの約束」をかわしている。また、親サポートにも努めている。
資質向上計画において、職員各自は理念・基本方針に合致した目標を立て、福祉サービスの向上を目指している。
 2. 一人ひとりの子どもの発達に合わせて育つ道筋を大切にし、ゆっくり丁寧な支援を行っている。
隣接の「恵の実保育園」との統合保育と個別支援を適切に組み合わせ、保護者の思いを取り入れた個別支援計画の作成やモニタリングを行う体制が整っている。

3. PDCAサイクルによる業務改善が行われている。
毎年1回「事業所職員向け自己評価表」や「保護者向け支援評価表」にて保護者の満足度、適切な支援の提供などから課題を見出し、改善すべき点を明らかにし、必要な改善を行なっている。保護者には、毎月開催される茶話会にて映像を交えて報告している。

個別支援計画の策定では、一年に一度アセスメントを行い、6ヶ月に1回以上モニタリングを行ない職員全員で個別支援計画の見直しを行っている。また、毎月の職員会議、ホップ会議、ミーティングなどで情報共有、検討を行い、サービス向上につなげている。

4. 時間単位有給休暇制度の導入や看護休暇の有給化など就業環境の改善に努めている。時間単位有給休暇制度の導入や看護休暇の有給化など就業環境が適切・迅速に改善され、妊娠・出産、子育て中の職員はもとより、全ての職員にとって、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場となっており、人材の確保・定着にも成果をあげている。

◇改善を求められる点

1. 「2023～2027年 社会福祉法人恵の実 中期事業計画」は策定されているが、成果目標（数値目標）、年次計画が記載されていない。
その結果単年度事業計画においても成果目標が立てられない。現状は事業実施事項の分析にとどまっている。また、分析結果が定量的に示されておらず、実施可能かまたいつまでにできるかについて予測が難しい。

中・長期計画の策定にあたってはより具体的な内容を明確にして策定されることを期待する。

職員の資質向上について、「資質向上計画」があり職員各自の目標が立てられているが、具体的実施内容が乏しいので、キャリアデザインシートなどを活用し、業務・目標達成度の振り返りを充実させ、より一層の事業内容・資質の向上に繋がる工夫を期待する。

2. 安心、安全な子どもの生活支援を行う上での標準的な手順（マニュアル）は職員一人ひとりが理解し、実践していく上で大切と思われる。事業所としての課題問題点を見だし、事業所独自の活用できるマニュアルの文書化は今後の課題と思われる。
また、災害時の避難、子どもの帰宅困難時における対応など具体的な計画の策定と周知・訓練が求められる。

3. 保育の中でゆとりの場面は保護者の安心感、子どものゆったり感に繋がるものと思われる。限られた職員の中で、職員のゆとりを感じられる時間、体制をどのように作ることができるか検討を期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・当事業所の「特徴」は何か、療育の質はどのような状態かを利用者にとってだけでなく、職員間で見直すことで改善策を検討できた。すぐに取り組めることと、法人全体での取り組みが必要なものは時間をかけて行う必要があることなど、検討事項の優先順位をつけ、サービスの底上げを目指したいと思う。

・サービスの均質化、BCPに伴うマニュアル整備・作成については課題が多いが、法人全体で取り組んでいく。

・今回の結果を受け、職員の聞き取りを丁寧に行って頂いた上での評価であると感じた。法人によりかかるのではなく、事業所単位の改善の取り組みを考えていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

-第三者評価結果

※すべての評価細目(64項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	障1	a・b・c	
<コメント> ・理念・基本方針は明文化され、事業計画書やパンフレット、ホームページに記載されている。理念は事業所内の見えやすい位置に掲示している。 ・職員には職員会議を始め、様々な機会を捉えて周知し、理解を深めている。 ・保護者には利用開始時を始め、保護者の茶話会などで周知している。			

I-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	障2	a・b・c	
<コメント> ・厚生労働省や愛知県のホームページ等及び専門情報誌から情報を収集している。また、豊川市の児童発達支援事業者で構成する「共有会議」に参加し、地域の動向を共有し課題を検討している。 ・法人において半年ごとに利用者の推移、福祉ニーズ等を分析した結果が、職員会議に示されている。			
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	障3	a・b・c	
<コメント> ・事業所の経営課題として人材の確保・育成、療育備品の整備・充実などがある。 ・人材の確保については法人全体で、職員の事情(結婚、出産、看護など)に配慮した就業規則の整備を行っている。 ・療育備品の整備・充実については、子どものニーズ、予算等について職員で検討し、整備・充実を行っている。 ・今後、医療的ケアが必要な子どもの受入れも可能となるよう、人材の確保、施設整備などの検討を期待する。			

I-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	障4	a・b・c	
<コメント> ・「2023～2027年 社会福祉法人恵の実 中期事業計画」が策定され、理念、重点課題、実施事項が明記されている。 しかし、実施事項について具体的に「何を」「どのように」「いつまでに」などについて明記されていないので、具体的な事業名や、目標達成の年次計画、定量化(数値目標)なども盛り込んだ計画となることを期待する。 併せて、事業計画実現の裏づけとなる収支計画も明確にする必要があると思われる。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	障5	a・b・c	
<コメント> ・中期事業計画の重点課題や、実施事項を踏まえた単年度の事業計画が策定されている。 しかし、中期事業計画に年次計画が示されていないので、中期事業計画の進捗状況における位置づけが曖昧である。数値目標についても同様である。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	障6	㉖・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度事業計画の策定は、年度末に職員会議において実施状況の把握や評価を行い、見直しを行ったうえで事業計画を策定する仕組みが整っている。 ・職員は事業計画の策定に参画するとともに、年度初めの職員会議で説明を受け十分理解している。 		
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	障7	㉖・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には、年度初めの保護者の茶話会にて説明している。茶話会に参加できない保護者には個別に説明し保護者の周知・理解に努めている。 ・年間行事計画は、年度初めに保護者に配布するほか、行事等についてはその都度「おたより」等で周知している。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	障8	a・㉗・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回年度末に児童発達支援ガイドラインの「事業所職員向けの児童発達支援自己評価表」、「保護者向けの児童発達支援評価表」を使って評価と見直しを行い、福祉サービスの向上に組織的に取組み成果を挙げている。毎年「資質向上計画」を策定し、各種研修の実施、参加のほか「資質向上に向けた職員各自の目標」を掲げるなど、サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われている。 ・今後はPDCAサイクルを一層意識した取組となることを期待する。 		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	障9	a・㉗・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回年度末に児童発達支援ガイドラインの「事業所職員向けの児童発達支援自己評価表」、「保護者向けの児童発達支援評価表」を使った評価や第三者評価結果で明らかになった課題について、職員会議等で検討し計画を立てて改善策を実施している。 ・改善計画については必要に応じて具体的な時期・数値目標等の設定を検討されたい。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	障10	a・㉗・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の職務は運営規程に明記されており、職員会議を始め各種会議や支援の現場で自らの責任と役割を表明し、理解を図っている。資質向上計画における2023年度の目標の中で、管理者の責任と役割の向上を表明している。 ・不在時における権限委任等について明確にして文書化を検討されたい。 		

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	障 11	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に管理者の職務として法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行うことが定められている。 ・遵守すべき法令等については、厚生労働省や愛知県、豊川市のホームページから情報を入手するほか、豊川市の児童発達支援事業者の共有会議等からも情報を入手している。 ・管理者自ら研修会に参加し理解を深めることを始め、事業所内での研修会開催、職員の外部研修参加促進などの取組を行っている。 		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	障 12	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等で職員自ら福祉サービスの質の向上となる方策を考えるよう働きかけると共に、職員が日常的に気づいたことを書きとめる共有ノートの活用、ポストイットを活用した会議進行など、福祉サービスの質の向上に向けた取組に指導力を発揮している。 ・保育・療育現場に積極的に参加し、適切な助言・指導を行っている。 		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	障 13	a・②・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の執行部会に参加し、法人内他事業所の施設長と共に、経営・人事・労務等について改善に取り組んでいる。実施に当たっては、会議や職員との面談の中で、職員の意見を聞き取り職員のやる気の出る取組となるよう指導力を発揮している。ICTメール配信の活用、会議時間の短縮など業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 ・経営の改善については法人任せのところもあり今後事業所独自の取組の可能性についても検討を期待する。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	障 14	a・②・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークでの説明会や、保育実習の受入、愛知県保育実習連絡協議会での就職説明会参加、インターンシップの受入など人材確保の取組を計画的に行っている。保護者から職員に採用された職員が複数在職し、法人の理念・基本方針等を十分理解した職員の確保・定着に繋がっている。「資質向上計画」、キャリアパス表や面談などによって職員の意欲を向上させる取組と共に、就業環境改善の取組を進めるなど、必要な福祉人材の確保・定着に関する取組を計画的に行っている。 ・今後はより専門性の高い「児童発達支援管理責任者」の育成・確保の取組に期待する。 		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	障 15	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・期待する職員像については明確になっており、採用は採用規程に基づいて行われている。 ・配置、異動、能力開発(育成)については、職員全員に「キャリアデザインシート」に役割、要件、技能、自由記載欄を記入し提出してもらい、年度末に職員の個人面談と人事評価シート(成果評価、能力評価、態度評価、評価者コメント)と併せて管理者が評価して、キャリアパス表とも併せて総合的な人事管理を行っている。 		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	障 16	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の個人面談やキャリアデザインシートにより、就業状況や家庭状況、本人の意向を確認すると共にし、できるだけ職員の希望に添えるよう配慮している。職員の就業状況は、ICT化によりいつでも確認できるようにし、時間外労働の削減に取り組んでいる。メンタルヘルスチェックを定期的に行うと共に、管理者ができるだけ現場に赴き、職員に寄り添った相談・助言を行っている。 ・時間単位有給休暇制度の導入や、子どもの看護休暇の有給化等、ワークライフバランスに配慮した就業規則の改定を行い、就業環境の改善に努めている。 ・衛生委員会や、ハラスメントの防止に関する規程を新たに設置し、働きやすい職場作りに取り組んでいる。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	障 17	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度「資質向上計画」を作成し、研修計画や研修内容を明確にしている。その中で、職員各自の目標を定め、キャリアデザインシートや人事評価シートの内容を勘案して職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 ・年度末の個人面談で、各自の目標について振り返りを行い、次年度の目標を立てている。 ・進捗状況の確認、目標達成度の確認等について、判断方法・判断基準などの検討を期待する。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	障 18	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・期待する職員像は明確になっており、職員の教育に関する基本方針や計画は、毎年の「資質向上計画」に明記され、目的・方法も具体的に示されており適切に教育・研修が実施されている。 ・療育支援や虐待防止、人権擁護に関する研修は全職員が参加して行っている。 ・研修で学んだことは、職員会議で報告するなど、職員間で共有する仕組みが出来ている。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	障 19	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修については、職員に情報提供し、各職員が少なくとも年1回は参加するよう配慮している。参加した研修の内容については全職員の前で発表させ共有を図っている。 ・職員の研修への参加状況を把握し、個別的にも声をかけ、職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。 ・管理者等が支援現場に入り、個々の職員に必要な指導・教育を行っている。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	障 20	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受入れは事業計画に明記され、受入れ規程に従い福祉系大学等から実習生を受入れている。児童発達支援管理責任者が中心となり、実習に関する調整、実習後の振り返りを実施している。 ・令和4年度には長期実習生1名(週1回、8か月)の受入を行ったことがある。 ・今後、積極的に実習生を受入れる一層の体制整備、働きかけなどの取組を期待する。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	障 21	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで、理念・基本方針、事業内容、財務状況、事業報告書、第三者評価結果等を公表し、事業報告の中で苦情、ヒヤリハット内容も公表している ・パンフレットを関係機関に配布し、特徴ある取組を記載している。 		

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	障 22	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として、毎月1回税理士による財務管理や事業等について助言を受けており、指摘事項に基づいた改善を行っている。 ・経理規程が定められており、会計責任者、出納責任者等も明確に定められ、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	障23	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者主催のマルシェが行われており、卒園児や地域住民との交流の機会となっている。 ・ミニ保育体験や育児相談など、地域との交流を広げ事業所の理解を深める取組を行っている。 ・地元の民生委員の方を運動会など行事に招待し、障がいのある子どもや事業所の理解を深めて貰う取組を行っている。 		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	障 24	a・②・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会と事業所をつなぐものとしてボランティアの受入れを行っている。 ・ボランティアの受入れに当たってはボランティア受入規程に定められた手順により適正に受入れている。 ・地域への働きかけなど一層の受入れ体制の充実に期待する。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	障 25	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関一覧表(市別でファイリング)を作成し、連絡先・機能・学校・相談所発達支援事業所など整理して職員が誰でも活用できるようにしている。 ・豊川市の児童発達支援事業者の共有会議に参加し、他の事業所や福祉課、基幹相談支援センターの方と情報共有し、連携を図っている。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	障 26	a・②・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人内の相談支援事業を通じて、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。 ・児童発達支援事業所の共有会議に参加し、地域が抱える問題や福祉ニーズを把握している。 ・今後、医療的ケアの必要な子どもや外国人の子どもへの支援についても検討を期待する。 		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	障 27	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として、地域の保育園や事業所の職員に、子どもの発達の道筋など子どもを理解するための学習会を毎年1回実施している。 ・ミニ保育体験や育児相談、地域の子育てサークルでのリズム運動の指導を行っている。 ・豊川市事業の「赤ちゃんの駅」を事業所内に開設している。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	障 28	①	・ b ・ c
<コメント> ・理念や療育目標に利用者を尊重したサービス提供が明文化され、事業計画書に明記されている。年度初めの法人全体の職員会議で虐待防止、身体拘束等適正化の指針、基本的人権について学習会を行っている。又、毎月の職員会議では子どもを尊重した福祉サービスについて共通の理解を深める研修を行っている。			
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	障 29	a	・ ② ・ c
<コメント> ・ホップくんの室内はガラス張りで廊下から中の様子が見えるようになっているが、子どもが利用するトイレ、更衣室、静養室等は個別対応ができるようプライバシーが守られる配慮がされている。 ・保護者にはプライバシー保護について利用開始時や日頃の茶話会等で説明し、「やまばとたより」等は写真撮影、掲載について保護者の同意を得たうえで子どもの様子を掲載している。 ・今後はプライバシー保護の規程・マニュアル等の整備が望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	障 30	①	・ b ・ c
<コメント> ・ホームページ、パンフレットに理念が明記され、子どもの療育内容、利用時の様子、活動内容等を写真等でわかりやすく情報提供されている。事業所について「豊川市事業所一覧」に掲載され、関係機関に配置されている。 ・見学時は受付記録簿に記載し、児童発達支援管理責任者が、決められた手順に沿って丁寧に説明し対応している。 ・又、受け入れが困難な時は豊川市障害者通所支援事業所一覧等によって他事業所の紹介も行っている。			
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	障 31	①	・ b ・ c
<コメント> ・障害者通所支援事業のサービス利用開始時は、管理者、児童発達支援管理責任者が重要事項説明書、利用契約書等で事業所の方針、療育に関する内容等について、説明資料や映像を使用し、分かりやすく丁寧に説明し同意を得ている。 ・サービス変更時は、保護者面談を行い、保護者の意向を確認して変更後の方針、今後の見通しについて分かりやすく説明している。			
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	障 32	a	・ ③ ・ c
<コメント> ・事業所の変更や移行時は管理者、児童発達支援管理責任者が事前に保護者の思い、意向の確認を行い他の事業所、学校等の情報提供をすると共に移行先の事業所とも綿密な打合せをし、療育の継続性に配慮した対応を行っている。サービス終了後も継続的支援が行われるよう、相談窓口、担当者名を記載した書面を渡し説明している。卒園前は保護者の不安などを丁寧に聞き取り、子どもの状況を把握した当法人運営の放課後等デイサービス利用について説明し、又、他事業所の情報提供を行う等継続性に配慮した支援を行っている。 ・移行に当たっての手順等について、文書化等を期待する。			

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	障 33	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年に1度、利用者アンケートを実施し、職員間で分析、改善策の検討を行い、保護者会(茶話会)で報告を行って、検討課題など話し合う機会を設けている。又、アンケート結果は保護者の同意を得て、ホームページで公開している。個別相談や面談を適宜行ない、日々の療育について保護者の思い、意見を聞き取り利用者満足の上向上につながる取組を行っている。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	障 34	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応マニュアルが策定され、苦情解決の体制ができている。利用契約時に重要事項説明書で苦情受付についてわかりやすく丁寧に説明し、玄関に掲示している。 ・苦情受付時は所定の書面にまとめ、会議で職員に周知し、対策等の検討を行い適切に対応している。又、子ども、保護者に配慮し、同意を得て公表し保護者会でも報告している。 		
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	障 35	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、保護者が意見や相談をしやすいように、職員から話しかけ、傾聴の雰囲気や関係づくりをしている。特に送迎時は子どもの状況について説明し、保護者との関係性ができるよう配慮し、職員の誰にでも相談できる事を伝え、相談室もあり、必要に応じて個別の相談ができることを周知している。 ・母子(父子)通園や茶話会等で相談しやすい体制が整っている。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	障 36	a ・ ㊦ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱など保護者等の意見や要望に対して定期的に管理者が確認し、職員間で課題を共有して対応している。 ・意見や相談に対し、迅速な判断が必要なときは、速やかに上長にあげると共に職員間で検討し、対応している。 ・相談、意見に対して組織的、迅速な対応をし、サービス改善につながる取組をすることが大切であり、事業所独自の相談対応マニュアル等の検討も今後の課題と思われる。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	障 37	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として「事故防止マニュアル」「安全管理マニュアル」が整備され、事故の予防、発生時の対応、責任者、手順等の体制が整備されている ・毎月の職員会議でヒヤリハット事例や事故事例について発生内容、対応、改善策等を検討している。又、他事業所での事故事例検討や、「子どもが喉に詰まらせた場合の対処」など具体的に予測される事例を挙げ、安全な子ども支援の研修を行うなど組織としてのリスクマネジメント体制ができている。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	障 38	a ・ ㊦ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働書のガイドラインや感染症対応マニュアルを使い、感染症の予防と発生時の適切な対応について職員会議の中で学習会を行い、感染症発生時の対応も適切に行っている。 ・登園時の子どもの健康状態の記録を保護者と職員とで確認し職員間で健康状態を共有して日頃から感染症予防や安全確保の取組を行っている。 ・今年度、事業所では感染症対策委員会を設置し、マニュアルの見直しの計画がされているが障がいのある子どもがかかりやすい感染症もあり特別な配慮も含め、子どもの健康維持につながるような体制を検討される事を望みたい。 		

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	障 39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として「非常災害対策計画」があり、自衛消防組織を編成し、定期的な避難訓練を行っている。又、法人として隣接の恵の実保育園と協力しあって行う訓練に加え、事業所としての配慮点や対策を考えて行う独自の訓練もしている。 ・今後は災害時における、子どもの帰宅困難時の対応や備蓄品の整備等について保護者を交えた話し合いも望まれる。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	障 40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供する福祉サービスについて理念と共に保育目標を掲げ標準的な療育内容、実施方法が事業計画書に記載され、福祉サービスが提供されている。 ・療育目標の「たべる・ねる・あそぶ・はたらく」や「子育て」「親育ち」などについて、職員会議、ホップ会議等で職員共通の理解がされ、日々の支援を行っている。 ・リズム遊び、マット運動、隣接の恵の実保育園との統合保育など具体的な実施内容を「見える化」する手順作成も今後の課題と思われる。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	障 41	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の療育内容について全職員で情報共有がされ、保護者会や個別面談時の保護者の意見も取り入れて検討し、見直し組織体制がある。 ・標準的な実施方法については毎年見直しがされ、年度初めの職員会議では、見直し、検討された事業計画書の内容について全職員で研修を行い情報共有されている。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。	障 42	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定のアセスメント用紙を利用し、子どものニーズ、保護者の意向を勘案し、児童発達支援管理責任者、担当職員が中心となり到達目標、支援内容の個別支援計画(案)が検討され、職員の合議により個別支援計画を策定し、保護者の同意を得ている。 		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	障 43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一年に一度アセスメントを行い個別支援計画に反映させ、評価・見直しを行っている。6ヶ月に1回以上モニタリングを行い、個別支援計画の見直しを行っている。日々の子どもの状況、保護者の意見、要望により、情報共有して検討するなど個別支援計画は必要に応じて随時検討し評価、見直しを行っている。 ・個別支援計画の作成から評価、見直しの流れはできているが、日程などを含めた事業所独自の手順を文書化される事も望ましい。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	障 44	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づき、子ども一人ひとりの支援が実施され、日々の支援内容は細かく療育ファイルに記録されている。 ・記録は毎日のミーティング、ホップ会議、職員会議で情報共有されている。 ・子どもの表情、発する言葉は一瞬の出来事でもあり、表情や言葉を見逃さず写真や記録を取ることを大切にすることを職員間で理解し、行っている。 ・職員間で記録の取り方に差異が出ないような取組を期待する。 		

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	障 45	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として「個人情報保護規程」を定め個人情報管理責任者や管理者を設置している。 ・重要事項説明書・利用契約書に個人情報保護について、個人情報の取得、記録や情報の管理、開示について明記され、利用開始時は保護者に説明して同意を得ている。 <p>個人情報に関する書類は鍵のかかるところに保管し、保存期間は 5 年になっているが、子どもの継続支援のため、それ以上の期間を保存する場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、データの管理、記録媒体の取り扱いなど、一層慎重な取組を期待する。 		

【内容評価基準】

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
A-1 -(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	障 46	⑨ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づき大まかな予定は組まれているが、その日の子どもの状況により、子どもの自己決定を尊重した柔軟な個別支援を行っている。 ・毎日行っている朝のリズム体操やマット運動は身体をほぐし、血流を良くすることで子どもの動きもよくなり、活動を通じて職員との楽しい会話やふれあいができている。 ・子どもが興味をもった表情や行動を大切に受け止める支援を心掛け、日々の計画を柔軟に変更するなど子どもを尊重した個別支援を行っている。 		

A-1-(2) 権利擁護

A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	障 47	⑨ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の理念、重点目標に子どもの権利擁護が明文化され、ホップくんの事業計画書にも明記されて子どもの尊厳を尊重した支援が行われている。 ・重要事項説明書に「虐待防止マニュアル」「身体拘束等の適正化の指針」について責任者、委員会の設置、職員研修等が明記されている。子どもの権利擁護に関する理解と情報共有等の学習会が行われ取組が徹底されている。 ・保護者には利用契約時に子どもの権利擁護について管理者が丁寧にわかりやすく説明し、同意を得ている。 		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	障 48	⑨ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づいて、職員は日々の生活支援の中で子どもが「頭一つ上」のできる事の実現を意識して支援を行っている。 ・例えば、スプーンに興味を持つ事から手に取り口に持って行く等の1段階ずつの小さな変化を見つける姿勢を心がけ、自力でスプーンを持ち、食べる行為が見られるようになる等、子どもの自立に向けた自己決定や意思表示を見逃さない支援を行っている。 		
A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	障 49	⑨ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自然な発達過程の可能性を伸ばすことを目標として、保護者と連携をし、子どもの表情、しぐさからどのような意思があるのか、アセスメントし、情報共有をして、それぞれの子どもに合わせたコミュニケーション手段の確保と支援を行っている。 ・コミュニケーションを取ることが困難な子どもの場合は、職員との信頼関係を築く事を大切に支援すると共に、子どもに必要な支援が行えるよう、子どもの発達について学びの機会をつくり、職員研修も継続的に行っている。 		

A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	障 50	㊟ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談は必要に応じて個室で行い、個別相談も随時行い、相談内容は職員間で情報共有をしてサービス改善の取組に繋げている。 ・職員は子どもの言葉や表情、仕種から子どものやりたいこと、困っていること、相談したいことを敏感に察知し、適切に対応している。 		
A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	障 51	㊟ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づき、子どもの発達状況に応じた日中活動を行っている。 ・隣接の恵の実保育園との統合保育での交流や集団活動と、朝の雑巾かけやリズム体操、マット運動、園庭で自由遊び等の個別活動を組み合わせ、子どもの意思を尊重した予定変更も含む柔軟な対応で支援している。 		
A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	障 52	㊟ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの障がいによる発達段階に応じた必要な遊びや関わり方について、個別支援計画やモニタリングを通して職員間で情報共有して子どもの発達状況に応じた適切な支援を行っている。 ・職員は子どもの状況に応じた適切な支援を実施するために、個別の年間課題を挙げ、法人が行う外部講師による事業所内研修や外部講習に積極的に参加し、知識を得ると共に職員間で情報共有するなど資質向上に努め、子どもの障がいの状況に応じた適切な支援を実施している。 		
A-2-(2) 日常的な生活支援		
A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	障 53	㊟ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づき、子どもの状況に応じた離乳食、幼児食等の献立が準備され、補助食品の用意をするなど、子どもが意欲、興味を持ち楽しんで食べられるよう工夫した食事提供を行っている。又、子どもが興味を持てできる事を大切に考え、食器、補助具も工夫し、生活支援を行っている。 ・個別支援計画に基づき、子どもの年齢、発達に応じた個々の排泄支援、移動支援を行っている。 		
A-2-(3) 生活環境		
A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	障 54	㊟ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホップくんの建物は、東側を向き朝日が入る強化ガラス張りの大きな窓がある明るいホールをメインに、床暖房、室内浴室、静養室・調理室・配膳室などを備え、安心、安全に配慮した快適な木造建築の生活環境が確保されている。 ・ホールは個別活動、集団活動がそれぞれできるよう間仕切りがあり、間仕切りを活用して必要に応じて適切な利用ができるようになっている。又、ホールから出ると掃除が行き届いた廊下が有り、子どもが園庭と自由に行き来できるようになっている。 		

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	障 55	㊟ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練として、日常生活の基本動作を身につけることを目指し、少しでも早い時期から子どもの状態に合わせて支援をする事として、午睡前のパジャマの着替え、食後の食器片付け等を支援し、職員間で情報共有して評価、検討をし、子どもの状況に応じた訓練を行っている。 ・遊びの中では繰り返しバケツで水を運ぶ事やホールの雑巾がけなどを身体機能向上の取組として行っている。 		

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている	障 56	a ・ ㊦ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員はアセスメントにより子どもの健康状態について把握している。登園時の健康状態について「やりとりノート」に保護者が記載し職員に提出してもらい、日頃から保護者との情報共有ができています。体調変化時は保護者に連絡し、又、急変時はかかりつけ医へ連絡(同行)するなど手順は明確になっており、迅速な対応を行っている。 ・子どもの支援内容は療育記録に記録するだけでなく、職員会議で情報共有し検討している。 ・体調変化時の対応について、手順をチャート化するなど分かりやすい工夫の検討を期待する。 		
A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	障 57	a ・ ㊦ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理マニュアルは整備され、毎年、職員会議で定期的に安全管理に関する職員研修を実施している。 ・今年度(令和5年度)は同一敷地内の保育園でアナフィラキシーショック時のエピペン使用について研修があり、職員が見学して理解を深めた。 ・今後は障がいのある子どもの医療的な支援について適切な手順を策定され、医療的な支援が必要な子どもの利用時に備える事を期待したい。 		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	障 58	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接の恵の実保育園と統合保育を行い、子どもは年齢に応じた仲間との集団活動の中で互いに認め合い、尊重しあえる社会性を養うように支援を行っている。 ・統合保育の集団活動としてホールでは保育園児とホップくんの子どもが列を作り、大きな声で歌うなど学習支援が行われ、又、拭き掃除も子どもの自発的な参加により、子ども同士の繰り返し動作や見取り行動による学びがあり、子どもが楽しんで学べるよう支援している。 ・保護者は子どもを通して関わることや保護者会等でのお互いの子育ての気持ちや悩みについての交流から、子育てに新たな喜びを見つけられるよう「親育ち」の支援を行っている。 		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	障 59	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非該当 		
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	障 60	㊦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の子どもの状況は保護者との「やりとりノート」を活用して、通所時の状況を保護者に丁寧に説明し情報共有し、連携を深めている。 ・保護者の気持ちに寄り添う事を大切に考え、親サポートとして保護者会(茶話会)の参加、母子(父子)通園支援、随時の個別面談や家庭訪問等で家族の要望、相談に対応し、継続的な家族支援を行っている。 ・年長児の 11 月頃から今後の進路(事業所や学校)について説明を開始し、保護者の思い、ニーズに対し、情報提供や説明を行うなど家族支援に取り組んでいる。 		

A-3 発達支援

		第三者評価結果	
A-3-(1) 発達支援			
A-3-(1)-①	子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	障 61	◎ ・ b ・ c
<コメント> ・一人ひとりの子どもの障がいの状況や発達過程に応じ、個別支援計画が策定され、個別支援計画に基づき職員が一致して子どもの個別支援、集団支援を行っている。 ・子どもが育つ道筋を大切に、一人ひとりの発達に合わせたゆっくり丁寧な療育・発達支援を行っている。 ・毎日のリズム体操、マット運動、遊びの中で、職員が子どもの小さな変化に気づき、情報共有して子どもの発達過程に応じた支援を行っている。			

A-4 就労支援

		第三者評価結果	
A-4-(1) 就労支援			
A-4-(1)-①	利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	障 62	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			
A-4-(1)-②	利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	障 63	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			
A-4-(1)-③	職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	障 64	a ・ b ・ c
<コメント> ・非該当			